

料金表(税務一般)



後藤税理士法人
Goto Tax Corporation

〒247-0056
神奈川県鎌倉市大船1-12-10
湘南第5ビル3階
後藤税理士法人
電話 0467-84-7607
FAX 0467-84-7608

設立時の手続き	料金(税込)	摘要
税務署などへの届出書作成/1通	11,000円	ただし、顧問契約を結んでいただけた場合は無料で作成いたします。
会社設立費用	特別価格!	

会計報酬	料金(税込)	摘要
顧問報酬	下記報酬額一覧を参照	・記帳内容のチェック、金融機関相談、資金繰り相談および税務相談を承ります。 会計ソフトへの記帳は御社にてお願いいたします。 ・年間売上に応じて報酬料金は変動します。詳細は下表をご覧ください。
記帳代行	5,500円～	・1月あたりの仕訳数により、料金は変わります。 50仕訳以内・・・5,500円(書類整理有は11,000円) 51仕訳以降・・・1仕訳110円(書類整理有は1仕訳165円)
法人税確定申告書作成	下記報酬額一覧を参照	・年間売上に応じて報酬料金は変動します。詳細は下表をご覧ください。
消費税確定申告書作成	下記報酬額一覧を参照	・年間売上に応じて報酬料金は変動します。詳細は下表をご覧ください。
法定調書合計表	11,000円～	・5枚までの報酬額です。 ・6枚以上の場合、1枚につき2,200円が左記料金に加算されます。
年末調整と源泉徴収票の発行	11,000円～	・従業員数が5名までの報酬額です。 ・6名以上の場合、1名につき2,200円が左記に加算されます。
償却資産申告書/1市町村	11,000円	償却資産を所有する場合に必要となります。

相続税報酬	料金(税込)	摘要
相続税申告書作成	220,000円～	詳しくは別紙の相続税料金表をご確認ください
相続税試算	110,000円～	
贈与税	22,000円～	・贈与金額により、報酬額は変わります。(個別相談) 200万円以下・・・22,000円 自社株式評価・・・55,000円～ 500万円以下・・・33,000円 土地評価・・・44,000円～ 1,000万円以下・・・44,000円

個人確定申告報酬	料金(税込)	摘要
不動産所得(事業的規模以外)	55,000円～	物件数、賃貸金額により異なります。6室以降一室5,500円追加されます。
譲渡所得	110,000円～	譲渡金額5000万円まで・・・譲渡金額の0.3%と基本金額110,000円の高いほう 譲渡金額5000万円超・・・上記金額に(譲渡金額-5000万円)の0.1%を加算した金額 ※海外の不動産の譲渡は個別に相談させていただきます。
事業所得、事業的規模の不動産所得	110,000円～	売上により報酬が変動します。消費税申告別途22,000円～
住宅ローン控除	33,000円～	給与所得の方
株式、先物、FX、仮想通貨等	33,000円～	
医療費控除	22,000円～	給与、年金の所得がある方

その他	料金(税込)	摘要
書面添付による申告	33,000円	通常の作業は顧問報酬に含まれていますが、特別に時間を要する作業は別途請求させていただく場合がございます。
税務調査の立会/1日	55,000円	税務署が会社の経理や税金の調査を行うことがありますが、その対応をいたします。

<報酬額一覧>

※お打合せの頻度により料金が異なります。

年間売上高	毎月	二ヵ月ごと	三ヵ月ごと	半年ごと	なし	法人税確定申告書作成報酬	消費税確定申告書作成報酬	年間顧問料(2ヵ月ごと)
500万円以上 1,000万円未満	¥33,000	¥24,750	¥22,000	¥16,500	¥13,750	¥137,500	¥33,000	¥467,500
1,000万円以上 3,000万円未満	¥33,000	¥27,500	¥25,300	¥22,000	¥16,500	¥165,000	¥33,000	¥528,000
3,000万円以上 5,000万円未満	¥38,500	¥31,900	¥28,050	¥25,300	¥18,700	¥192,500	¥38,500	¥613,800
5,000万円以上 1億円未満	¥44,000	¥36,300	¥32,450	¥28,600	¥22,000	¥220,000	¥44,000	¥699,600
1億円以上 3億円未満	¥55,000	¥47,300	¥41,800	¥36,300	¥27,500	¥275,000	¥55,000	¥897,600
3億円以上 5億円未満	¥66,000	¥58,300	¥50,050	¥41,800	¥33,000	¥330,000	¥66,000	¥1,095,600
5億円以上	個別にお見積りさせていただきます。							

注: 年間売上高は前期実績に基づき区分します。設立初年度は見積もりの売上高により区分します。